

マージン率等に係る情報提供（令和6年度実績）

東京都千代田区九段北1-4-7

喜助九段北ビル403

株式会社情報ネットワーククリエイト

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

記

（1）労働者派遣の実績およびマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数
1人	1事業所

①労働者派遣の料金 (1日 8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日 8時間当たりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ①
30,920 円	19,100 円	38.2 %

※マージン率に含まれる費用

- ・社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）
- ・福利厚生費（有給休暇、健康診断等）
- ・教育研修費（外部研修等）
- ・会社運営費
- ・営業利益

（2）キャリアアップに資する教育訓練に関する事項

- ・新入社員研修（ビジネスマナー、コンピュータの基礎、システム開発の基礎）
- ・専門技術研修（IT技術習得）
- ・階層別研修

（3）労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結有無 : 有
- ・労使協定の対象労働者の範囲 : 全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間 : 2024年4月1日～2025年3月31日